

(証券コード 5915)

2022年6月13日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目2番21号

**株式会社 駒井ハルテック**

代表取締役社長 中 村 貴 任

## 第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知  
申し上げます。

なお当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使  
することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、  
2022年6月28日（火曜日）午後5時40分（株主総会日時の直前営業時間終了時）まで  
に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権行使の方法は、2頁  
から3頁に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市港区弁天一丁目2番1号  
アートホテル大阪ベイタワー  
4階「アート グランドボールルーム イースト」
3. 目的事項  
    **報告事項**
  1. 第93期 （2021年4月1日から  
2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類  
の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果  
報告の件
  2. 第93期 （2021年4月1日から  
2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件  
    **決議事項**
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役4名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。  
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会計監査人に関する事項」②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.komaihaltec.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2022年6月28日(火曜日) 午後5時40分必着



### インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は3頁をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

**行使期限** 2022年6月28日(火曜日) 午後5時40分まで

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2022年6月29日(水曜日) 午前10時

### ❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

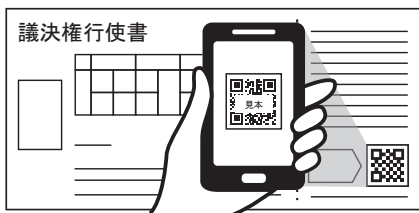
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使

## 「スマート行使」による方法

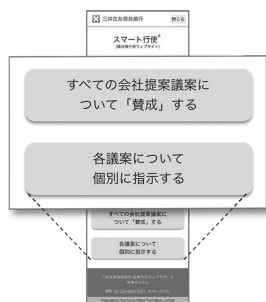
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



### ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 行使期限

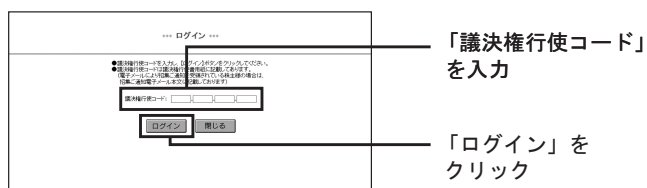
2022年6月28日(火曜日)午後5時40分入力分まで

## 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

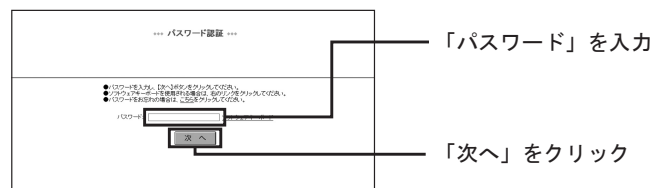
- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 添付書類

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度初めにおいては、新型コロナウイルス感染者数は減少傾向にありましたが、昨年7月からの第5波また本年1月からのオミクロン株の感染拡大による第6波の影響により、まん延防止等重点措置の適用地域が全国に拡大し、個人消費の回復にブレーキがかかり、景気回復も足踏み状況が続きました。現状につきましては、比較的重症化リスクの低い変異株の感染が主流となり、また感染拡大も落ち着いたことで個人消費の持ち直しを中心とした緩やかな回復途上にあります。一方、ロシアのウクライナ侵攻とそれに対する各国の経済制裁が原油や原材料価格の一段の高騰を招き、物価上昇圧力が企業収益の圧迫要因になりつつあります。

橋梁・鉄骨業界におきましては、橋梁の発注量は前連結会計年度をやや上回りましたが、発注金額ベースでは新設工事と補修工事がほぼ半々となり、新設工事においては依然として熾烈な受注競争が続いております。一方、鉄骨の発注量は前連結会計年度を上回る水準となりましたが、鋼材価格を始めとする原材料価格は引き続き高水準で推移していることに加え、納期のタイト化も顕著となっていることから、企業収益が圧迫されることが懸念されます。

このような厳しい事業環境のなか、技術力と提案力の向上に努めつつ鋭意受注活動に注力した結果、当連結会計年度の受注高は総額514億2百万円（前期比51.9%増）と大幅に増加しましたが、売上高は、総額295億5千2百万円（同2.4%減）にとどまりました。

損益につきましては、大型橋梁工事が竣工したことによる追加変更獲得及び設備投資効果などによる生産性向上などにより、営業利益15億1千万円（同231.0%増）となり、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、営業外収益、特別利益があったことなどにより、それぞれ18億3百万円（同118.4%増）、13億4千5百万円（同73.3%増）を確保いたしました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### — 橋梁事業 —

当連結会計年度の受注高は、国土交通省近畿地方整備局・大和御所道路橿原高

田 I C・D 3 ランプ橋上部他工事、中日本高速道路株式会社・東海環状自動車道  
山県インターチェンジ C ランプ橋他 3 橋（鋼上部工）工事他の工事で 217 億 3 百万  
円（前期比 54.8% 増）となりました。

売上高は、国土交通省近畿地方整備局・伯母峯峠道路 2 号橋橋梁上部工事、国  
土交通省中部地方整備局・令和元年度 23 号北玉垣高架橋鋼上部工事他の工事で 123  
億 7 千 4 百万円（同 6.0% 減）となり、これにより受注残高は 255 億 3 千 1 百万円  
（同 57.6% 増）となっております。

— 鉄骨事業 —

当連結会計年度の受注高は、（仮称）新宿南口計画新築工事、日本橋一丁目中地  
区第一種市街地再開発事業新築工事他の工事で 293 億 8 千 2 百万円（前期比 52.3%  
増）となりました。

売上高は、大型再開発工事の進行基準工事の売上などで 164 億 8 千 7 百万円（同  
4.5% 増）となり、これにより受注残高は 312 億 2 千 4 百万円（同 70.1% 増）となっ  
ております。

— インフラ環境事業 —

風力発電等による環境事業、インフラを中心とした海外事業における当連結会  
計年度の受注高は、3 億 1 千 6 百万円（前期比 39.2% 減）、売上高は 1 億 3 千万円  
（同 83.9% 減）となり、これにより受注残高は 2 億 3 百万円（同 1,013.3% 増）と  
なっております。

— 不動産事業 —

当社グループは、大阪市西淀川区にある大阪事業所の未利用地部分等について  
賃貸による不動産事業を行っており、当連結会計年度における不動産事業の売上  
高は 4 億 1 千 4 百万円（前期比 1.9% 増）となっております。

— その他 —

当社グループは、その他の事業として印刷事業等を行っており、当連結会計年  
度におけるその他の売上高は、1 億 4 千 4 百万円（前期比 17.1% 増）となってお  
ります。

## 2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、生産設備の更新等で総額 2  
億 2 千 8 百万円を実施いたしました。その資金はすべて自己資金で賄いました。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 5 行と総額 50 億  
円の貸出コミットメント契約を締結しております。

### 3. 対処すべき課題

今後の国内景気につきましては、新型コロナウイルス感染症の防疫を図りながら経済活動の正常化を進めることにより、緩やかな回復傾向が続くと考えられます。一方、ウクライナ危機の長期化は、欧州を中心とした世界景気に大きな下押し圧力となり、世界的な資源や原材料の高騰が企業収益を圧迫し、設備投資を抑制させる可能性があり、回復途上の個人消費を冷やす恐れもあります。

橋梁・鉄骨業界におきましては、橋梁は多発する自然災害に対するインフラ強化及び国土強靱化基本法に基づくインフラ整備、大阪湾岸道路西伸部を始めとする大型新設橋梁計画や高速道路の4車線化工事などの発注が見込まれ、また、老朽化した高速道路等の大規模更新も順次発注される見通しではありますが、依然として厳しい受注競争が続くものと思われまます。

一方、鉄骨は首都圏を中心とした大型再開発案件が今後順次発注される見込みとなっておりますが、鋼材等の価格が今後ますます高騰化する懸念があり、納期のタイト化も顕著であることに加え、輸送費等のコストも増大しつつあり、今後の企業収益が圧迫されることが懸念されます。

このような事業環境の下、当社は2022年4月からの東京証券取引所市場再編においてプライム市場を選択しました。昨年12月に策定した新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書に記載しました施策についてしっかりと取組んでまいります。具体的には、以下の6項目を重点課題への取組みとし、グループ一丸となってまいり進んでまいります。

- 1) 環境事業の成長加速
- 2) 既存コア事業の技術力向上
- 3) カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組み
- 4) マーケット認知の向上
- 5) 株主還元
- 6) 事業ポートフォリオと業績目標

これらの取組みを通じて、サステナブルな社会に貢献するとともに企業価値の向上とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指し、社会とともに持続的成長を図ってまいります。

これまで多くの製品を納めてきた実績と培ってきた技術力を最大限に活かし、今後も『高い技術力で夢のある社会づくりに貢献する』を経営理念として、技術力を結集した事業運営を行ってまいります。橋梁事業・鉄骨事業・環境事業を通じて社会基盤整備の一翼を担う企業として、自覚と責任を持った経営を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染予防にご留意いただき、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
橋 梁 事 業	16,202	21,703	12,374	25,531
鉄 骨 事 業	18,355	29,382	16,487	31,224
インフラ環境事業	18	316	130	203
不 動 産 事 業	—	—	414	—
そ の 他	—	—	144	—
合 計	34,576	51,402	29,552	56,959

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第90期 (2018年度)	第91期 (2019年度)	第92期 (2020年度)	第93期 (2021年度) [当連結会計年度]
受 注 高 (百万円)	30,597	29,009	33,837	51,402
売 上 高 (百万円)	44,002	35,453	30,293	29,552
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△764	△317	776	1,345
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△162.03	△67.23	164.79	289.12
総 資 産 (百万円)	54,046	50,749	49,944	52,526
純 資 産 (百万円)	27,681	26,600	28,040	29,543

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数により計算しております。
2. 第90期は、繰延税金資産の計上があったものの減損損失の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純損失となっております。
3. 第91期は、減損損失を計上したこと及び繰延税金資産の取崩しを行ったことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失となっております。
4. 第92期は、期首よりKHファシリテックを連結子会社としたことにより、受注高及び売上高が増加しております。
5. 第93期の状況につきましては、前記I.1.「事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東北鉄骨橋梁株式会社	450 百万円	100 %	橋梁・鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業
株式会社プロバンス	80	100	鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業 建築工事の企画・設計・施工・監理及びコンサルティング業務
株式会社シップス	270	100	印刷・複写業務、OA事務機・文具・事務用品・オフィス家具の販売及びコンサルティング業務、不動産賃貸業
KHファシリテック株式会社	50	66.6	橋梁・鉄骨その他鋼構造物の設計・製作及び建設業

### (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容

橋梁・鉄骨・鉄塔その他鋼構造物の設計・製作及び現場組立・架設・補修が主な事業であり、これ以外に建設機械・運搬機械等各種機械の設計・製造・据付・販売、風力発電等による売電事業、不動産賃貸業等を行っております。

## 8. 主要な営業所及び工場

本店 大阪市西区立売堀四丁目2番21号

本社 東京都台東区上野一丁目19番10号

営業所 札幌・東北（仙台市）・名古屋・群馬（高崎市）

和歌山（日高郡由良町）・中国（広島市）・九州（福岡市）

工場 富津（千葉県富津市）・和歌山（日高郡由良町）

東北鉄骨橋梁(株)岩沼工場（宮城県岩沼市）

KHファシリテック(株)若松工場（福岡県北九州市）

大阪事業所（大阪市）

テクニカルセンター（千葉県松戸市）

## 9. 従業員の状況

従業員数	対前期末比増減
644名	6名減

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。



## 10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,125 <small>百万円</small>
日本生命保険相互会社	200

(注) 当連結会計年度末日の借入額を記載しております。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 9,952,500株
2. 発行済株式の総数 4,972,709株 (自己株式を含む)
3. 株主数 5,382名 (前期末比 76名増)
4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	444,700 <small>株</small>	9.5 %
株式会社三井住友銀行	216,955	4.6
エムエム建材株式会社	194,257	4.1
日本生命保険相互会社	172,527	3.7
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	164,500	3.5
JFE商事鉄鋼建材株式会社	140,000	3.0
株式会社りそな銀行	134,300	2.8
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	124,700	2.6
JFEスチール株式会社	111,831	2.4
日本製鉄株式会社	108,499	2.3

(注) 1. 持株比率は、自己株式(317,837株)を控除して計算しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式317,837株があります。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	4,443 <small>株</small>	6 <small>名</small>
執行役員	2,415	7

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	田中進	一般社団法人鉄骨建設業協会 会長
代表取締役社長	中村貴任	コンプライアンス委員会委員長 環境品質委員会委員長 経営リスク管理委員会委員長 サステナビリティ委員会委員長
専務取締役	東隆行	兼専務執行役員 社長補佐 鋼構造事業統括 橋梁事業担当
取締役	駒井恵美	環境インフラ本部長 兼 大阪事業所長
取締役	平見勝洋	技術開発本部長 環境品質管理室担当 DX戦略委員会委員長 電算システム委員会委員長 技術委員会委員長
取締役	駒井寛	鉄構営業本部長 調達室担当 鉄構事業担当
取締役	寺澤豊	非常勤 寺澤豊公認会計士事務所 代表
取締役	本井敏雄	非常勤 奥村組土木興業株式会社 環境開発本部プロジェクト推進室担当部長 兵庫奥栄建設株式会社 環境エンジニアリング部担当部長
常任監査役	大森元	常勤
監査役	藤枝伸明	常勤
監査役	吉松均	非常勤
監査役	清水一朗	非常勤 公益財団法人ニッセイ緑の財団 理事長

- (注) 1. 取締役のうち寺澤豊、本井敏雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち吉松均、清水一朗の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役寺澤豊、本井敏雄の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役吉松均氏は、銀行の専務取締役などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役清水一朗氏は、生命保険会社の執行役員などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、執行役員制度を採用しており、2022年3月31日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	富本 信	安全管理室担当 中央安全衛生委員会委員長
執行役員	坂本 孝司	鋼構造生産本部長
執行役員	中山 晋一	コンプライアンス室担当 経営企画室担当 大阪本店長 内部統制監査委員会委員長
執行役員	落合 教道	工事本部長 兼 松戸テクニカルセンター長
執行役員	奥田 岳史	橋梁営業本部長
執行役員	花里 貴明	鋼構造生産本部 富津工場長
執行役員	飯塚 勉	管理本部長 関係会社担当

#### 7. 事業年度中に退任・辞任した取締役

退任・辞任時の地位	氏名	退任事由	退任日
常務取締役	川本 俊彦	辞任	2021年6月29日
常務取締役	奥原 光	辞任	2021年6月29日
取締役	渡邊 英一	辞任	2021年6月29日

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役寺澤豊氏及び本井敏雄氏、社外監査役吉松均氏及び清水一朗氏と締結した責任限定契約の内容は次のとおりであります。

取締役及び監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令に規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

### 3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするもので、保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは当該契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととするなど、会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

### 4. 取締役及び監査役の報酬等の額

#### (1) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役報酬は「固定報酬」、「業績連動報酬」、「非金銭報酬」の3つで構成され、以下の対応方針に基づいて決定することについて、取締役会で決議しております。

##### ① 割合方針

- ・ 固定報酬部分 100%
- ・ 業績連動報酬部分 (※1) 0%から20%
- ・ 非金銭報酬部分 (※2) 0%から20%

(※1) 役員賞与 (※2) 譲渡制限付株式報酬

##### ② 決定方針

- ・ 固定報酬部分の個人別報酬については、代表取締役に一任し、決定しております。
- ・ 業績連動報酬部分については、業績及び財務状況等を踏まえ、支払総額及び支払時期を取締役に付議します。支払総額については、株主総会に議案として付議し、株主の承認を得ることとしております。個人別報酬については、代表取締役に一任し、決定しております。
- ・ 非金銭報酬部分については、前期の業績目標に対する実績、貢献度及び当期の業績見込みを考慮し、代表取締役に一任し、決定しております。

## (2) 取締役報酬及び監査役報酬の限度額

当社の取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。

### ・ 取締役の報酬額

2018年6月28日 株主総会決議 年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内） 8名

2021年6月29日 株主総会決議 年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内） 10名

### ・ 取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額

2018年6月28日 株主総会決議 年額50百万円以内 8名

2021年6月29日 株主総会決議 年額50百万円以内 10名

### ・ 監査役の報酬額

2018年6月28日 株主総会決議 年額72百万円以内 4名

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 11名 106百万円（うち社外取締役3名 9百万円）

監査役 4名 43百万円（うち社外監査役2名 12百万円）

- (注) 1. 上記取締役11名には、2021年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役3名が含まれております。
2. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人部分の報酬等の総額は、3名で30百万円であります。
3. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、8名で7百万円が含まれております。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 取締役 寺澤 豊

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係  
寺澤豊公認会計士事務所代表であります。なお、当社と当該事務所との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会全12回のうち11回に出席し、公認会計士として財務会計に関する豊富な知識と経験に基づいた助言・提言等を行っております。  
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。  
この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

### (2) 取締役 本井敏雄

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係  
奥村組土木興業株式会社環境開発本部プロジェクト推進室担当部長及び兵庫奥栄建設株式会社環境エンジニアリング部担当部長であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況  
社外取締役就任後開催の取締役会全9回すべてに出席し、技術士、工学博士として土木工学に関する豊富な知識と経験に基づいた助言・提言等を行っております。  
また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会に出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。  
この他、当社代表取締役と社外取締役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(3) 監査役 吉松 均

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全12回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。当事業年度開催の監査役会全7回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

会計監査人との間では、四半期ごとにディスカッションを行い、監査計画及びその進捗状況の説明や、四半期レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。

この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

(4) 監査役 清水一朗

- ① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先との関係  
公益財団法人ニッセイ緑の財団理事長であります。なお、当社と当該法人との関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当該兼職先との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会全12回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、経営に関する豊富な実務経験と高度な専門知識に基づいた助言・提言等を行っております。当事業年度開催の監査役会全7回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

会計監査人との間では、四半期ごとにディスカッションを行い、監査計画及びその進捗状況の説明や、四半期レビュー・監査結果の報告を受けるとともに監査方針等に関する意見交換を行っております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会にはオブザーバーとして出席し、企業運営における遵法性を強く要請しております。

この他、当社代表取締役と監査役との意見交換会の場を設け、経営方針などについて率直な意見交換を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

1. 金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 比率については小数点第二位を四捨五入しております。但し、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項4. 大株主（上位10名）」の持株比率については小数点第二位を切り捨てております。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>31,600</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>13,847</b>
現 金 預 金	12,338	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	6,158
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 及 び 契 約 資 産	16,057	電 子 記 録 債 務	312
電 子 記 録 債 権	1,662	短 期 借 入 金	2,472
未 成 工 事 支 出 金	181	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,760
材 料 及 び 貯 蔵 品	561	未 払 法 人 税 等	273
未 収 入 金	496	未 払 消 費 税	537
未 収 法 人 税 等	1	未 成 工 事 受 入 金	1,102
そ の 他	303	賞 与 引 当 金	466
貸 倒 引 当 金	△2	工 事 損 失 引 当 金	136
<b>固 定 資 産</b>	<b>20,925</b>	そ の 他	626
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>14,005</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,135</b>
建 物 ・ 構 築 物	3,945	社 債	3,260
機 械 装 置 ・ 運 搬 具	935	長 期 借 入 金	1,509
土 地	8,585	繰 延 税 金 負 債	1,377
そ の 他	539	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,515
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,035</b>	そ の 他	473
の れ ん	917	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,982</b>
そ の 他	118	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>5,884</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,822</b>
投 資 有 価 証 券	5,573	資 本 金	6,619
長 期 貸 付 金	93	資 本 剰 余 金	8,211
繰 延 税 金 資 産	44	利 益 剰 余 金	12,710
そ の 他	266	自 己 株 式	△719
貸 倒 引 当 金	△92	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,302
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,293
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	9
		非 支 配 株 主 持 分	418
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>29,543</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>52,526</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>52,526</b>

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		29,552
完 成 工 事 原 価		24,675
完 成 工 事 総 利 益		4,876
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,366
営 業 利 益		1,510
営 業 外 収 益		409
受 取 利 息 及 び 配 当 金	172	
そ の 他	236	
営 業 外 費 用		116
支 払 利 息	59	
社 債 発 行 費	22	
そ の 他	33	
経 常 利 益		1,803
特 別 利 益		123
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	122	
特 別 損 失		5
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	4	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,922
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	298	
法 人 税 等 調 整 額	175	474
当 期 純 利 益		1,447
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		102
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,345

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,809</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,648</b>
現金及び預金	11,292	支払手形	1,496
受取手形	20	工事未払金	3,781
電子記録債権	1,592	短期借入金	280
完成工事未収入金及び契約資産	14,606	1年内返済予定の長期借入金	1,476
未成工事支出金	91	1年内償還予定の社債	1,760
材料・貯蔵品	556	リース債務(短期)	34
関係会社短期貸付金	206	未払金	99
前払費用	61	未払消費税等	525
未収入金	492	未払法人税等	257
その他の他	67	未払費用	287
貸倒引当金	△179	未成工事受入金	1,012
<b>固定資産</b>	<b>20,635</b>	預り金	50
<b>有形固定資産</b>	<b>12,029</b>	賞与引当金	408
建物	3,177	工事損失引当金	136
構築物	296	設備関係支払手形	13
機械装置	718	その他	28
車両運搬具	5	<b>固定負債</b>	<b>9,217</b>
工具器具及び備品	186	社債	3,260
土地	7,441	長期借入金	1,120
リース資産	115	リース債務(長期)	102
建設仮勘定	89	繰延税金負債	1,956
<b>無形固定資産</b>	<b>105</b>	退職給付引当金	2,398
ソフトウェア	67	債務保証損失引当金	148
その他	38	その他	231
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,500</b>	<b>負債合計</b>	<b>20,866</b>
投資有価証券	5,502	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	2,468	<b>株主資本</b>	<b>26,293</b>
関係会社出資金	20	資本金	6,619
長期貸付金	5	資本剰余金	8,211
関係会社長期貸付金	249	資本準備金	6,273
長期差入保証金	176	その他資本剰余金	1,938
その他	86	<b>利益剰余金</b>	<b>12,181</b>
貸倒引当金	△8	利益準備金	761
		その他利益剰余金	11,419
		固定資産圧縮積立金	4,336
		東京湾横断道路株式控除積立金	0
		別途積立金	2,834
		繰越利益剰余金	4,248
		<b>自己株式</b>	<b>△719</b>
		評価・換算差額等	2,284
		その他有価証券評価差額金	2,284
		<b>純資産合計</b>	<b>28,578</b>
<b>資産合計</b>	<b>49,445</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>49,445</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		25,309
完 成 工 事 原 価		21,229
完 成 工 事 総 利 益		4,079
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,644
営 業 利 益		1,434
営 業 外 収 益		442
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	238	
受 取 家 賃	55	
材 料 屑 売 却 益	70	
受 取 損 害 賠 償 金	27	
そ の 他	45	
営 業 外 費 用		148
支 払 利 息	45	
社 債 発 行 費	22	
支 払 手 数 料	12	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入	15	
そ の 他	51	
経 常 利 益		1,728
特 別 利 益		123
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	122	
特 別 損 失		4
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	4	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,847
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	286	
法 人 税 等 調 整 額	116	402
当 期 純 利 益		1,444

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社駒井ハルテック  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社駒井ハルテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社駒井ハルテック  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社駒井ハルテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

### 株式会社駒井ハルテック 監査役会

常任監査役(常勤)	大 森	元	Ⓔ
監 査 役(常勤)	藤 枝	伸 明	Ⓔ
監 査 役	吉 松	均	Ⓔ
監 査 役	清 水	一 朗	Ⓔ

(注) 監査役吉松均及び清水一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対し事業収益に応じた安定・継続的な配当を行うことを基本としております。第93期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき40円  
総額186,194,880円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度導入により、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削除 >

現行定款	変更案
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役中村貴任、東隆行、寺澤豊の3氏が任期満了となります。

つきましては、上記取締役の内2名の重任と新任2名、計4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	なか むら たか ひで 中 村 貴 任 (1960年1月11日生) (重任)	1983年4月 株式会社駒井鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック)入社 2005年8月 同社財務部長 2008年7月 同社理事 2009年6月 同社執行役員 2010年10月 当社執行役員兼財務部長 2013年4月 当社管理本部長 2014年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 2018年6月 当社専務取締役兼専務執行役員 2020年6月 当社代表取締役専務 2021年4月 当社代表取締役社長(現任)	6,372株
		取締役候補者とした理由 中村貴任氏は2021年4月より当社代表取締役社長として当社グループ経営の推進に手腕を発揮しております。また豊富な経験及び実績に基づく高い見識で、当社グループの持続的成長と企業価値向上のために当社取締役に相応しいと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	てら ざわ ゆたか 寺 澤 豊 (1948年1月2日生) (重任)	1974年9月 監査法人太田哲三事務所(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1996年6月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2011年10月 寺澤豊公認会計士事務所代表(現任) 2012年12月 社会福祉法人城南福祉会 監事 2018年6月 当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 寺澤豊公認会計士事務所 代表	一株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 長年大手監査法人に勤務し、公認会計士として財務会計に関する豊富な知識と経験を有しております。また、公認会計士としての経験に加え、監査法人の代表社員として経営にも携わっており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断し、社外取締役候補者となりました。	



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	いづか つとむ 飯塚 勉 (1965年3月16日生)  (新任)	1987年4月 株式会社太陽神戸銀行(現 株式会 社三井住友銀行) 入行 2017年7月 同行戦略金融推進部付部長 2020年5月 当社理事管理本部長付部長 2021年4月 当社管理本部長(現任) 2021年6月 当社執行役員 関係会社担当(現 任)	387株
		取締役候補者とした理由 長年、株式会社三井住友銀行で勤務し、財務、会計及び金融 の分野で豊富な経験を有しております。また、当社入社後、 管理本部においての精緻な業務執行状況に鑑み、当社取締役 候補に相応しい能力を有していると判断し、取締役候補者と いたしました。	
4	くに さき はじめ 国 崎 肇 (1960年1月12日生)  (新任)	1985年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三 井住友銀行) 入行 2011年4月 同行執行役員事務統括部長 2015年4月 同行常務執行役員 2016年4月 株式会社日本総合研究所常務執行 役員 2017年6月 同社取締役専務執行役員 2020年4月 同社取締役兼副社長執行役員(現 任)	一株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 株式会社三井住友銀行常務執行役員及び株式会社日本総合 研究所取締役兼副社長執行役員などの要職を歴任され、経営 に関する豊富な実務経験と高度な専門知識を有しており、取 締役会の透明性の向上及び監督機能の強化などコーポレー ト・ガバナンスの充実に繋がるものと判断し、社外取締役候 補者となりました。	

- (注)
- 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 寺澤豊、国崎肇の両氏は、社外取締役候補者であります。
  - 社外取締役候補者寺澤豊氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結時の時をもって4年であります。
  - 当社は、寺澤豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の重任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
  - 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)がその責務を十分に果たすことができるように、当社定款において、取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する額を限度とする責任限定契約を締結できる旨を定めており、現在寺澤豊氏と責任限定契約を締結しております。同氏の重任と国崎肇氏の新任が原案どおり承認された場合、当社は両氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 当社は取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者になる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大森元、藤枝伸明の両氏が任期満了となります。

つきましては、上記監査役の内1名の重任と新任1名、計2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	おお もり はじめ 大 森 元 (1960年5月7日生) (重任)	1983年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 2008年4月 同行上大岡法人営業部長 2011年4月 同行浅草法人営業部長 2014年5月 当社管理本部部長 2014年6月 当社監査役 2018年6月 当社常任監査役(現任) 監査役候補者とした理由 金融機関における長年の豊富な経験に加え、当社における監査役としての経験を有しており、当社監査役に相応しい能力を有していると判断し、監査役候補者といたしました。	458株
2	まつ おか しげ ゆき 松 岡 成 行 (1962年5月6日生) (新任)	1986年4月 株式会社駒井鐵工所(現 株式会社駒井ハルテック)入社 2005年7月 同社橋梁営業本部大阪営業部長 2010年10月 当社橋梁事業部橋梁営業本部大阪橋梁営業部部長 2016年4月 当社環境品質管理室長(現任) 2020年4月 当社理事(現任) 監査役候補者とした理由 橋梁分野での豊富な経験に加え、当社の環境品質管理の業務経験を有しており、当社監査役に相応しい能力を有していると判断し、監査役候補者といたしました。	1,071株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補償対象とするものであります。なお、各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者になる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上



## 第93回定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪市港区弁天一丁目2番1号  
アートホテル大阪ベイタワー  
4階「アート グランドボールルーム イースト」  
(JR環状線・大阪メトロ中央線弁天町駅下車)

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。  
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

